6　輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局に対し、確認の結果をできる限り速やかに通報する。当該結果には、原産地証明が真正であるか否か及び関係する産品が原産地証明に示された締約国の原産品であるか否かを明示するものとする。

7　確認の要請の日から十箇月以内若しくは両締約国が合意するその他の期間内に輸出締約国の権限のある政府当局からの回答がない場合には、又は関係する原産地証明が真正であり、若しくは産品が原産地証明に示された締約国の原産品であると決定するために十分な情報を当該回答が含まない場合には、輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えることを拒否することができる。

8　輸入締約国の税関職員は、輸入締約国の書面による要請があり、かつ、輸出締約国の権限のある政府当局が定める条件に従う場合には、当該輸出締約国の権限のある政府当局が確認を行う間、オブザーバーとして立ち会うことができる。輸入締約国は、輸出締約国が税関職員のそのような立ち会いを拒否する場合には、原産地証明の対象となる産品を非原産品とみなすことができる。

第二十六条　秘密性

1　各締約国は、この附属書の規定に従って自国に秘密のものとして提供される情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報を開示から保護する。

2　輸入締約国の税関当局がこの附属書の規定に従って入手する情報については、

(a)　この附属書の規定の実施のために、当該税関当局のみが利用することができるものとする。

(b)　外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って定められたその他の経路を通じてその提供を輸入締約国が要請し、かつ、当該情報が当該輸入締約国に提供される場合を除くほか、当該輸入締約国は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用してはならない。

第二十七条　不正行為に対する罰則及び措置

各締約国は、自国の輸出者並びにこの附属書の第十六条及び第十九条に規定する生産者又は他の者が原産地証明に関連して不正行為を行った場合には、自国の法令に従って、適切な罰則、制裁その他の措置を定め、又は維持する。

第二十八条　運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の時に、運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある政府当局その他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この附属書の規定に基づく任務を遂行する。

第二十九条　雑則

1　輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、英語で行う。

2　この附属書の第二節に従って原産品であるか否かを決定するに当たり、輸出締約国の関税地域において一般的に認められている会計原則を適用する。

第六節　最終規定

第三十条　原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

1　第三章及びこの附属書の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　次の事項に関し、見直し及び監視を行い、並びに必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i)　第三章及びこの附属書の規定の実施及び運用

(ii)　この附属書の付録一から付録三までの規定の改正

(iii)　この附属書の第二十八条に規定する運用上の手続規則

(b)　第三章又はこの附属書の規定に関連するあらゆる問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

4　小委員会は、両締約国の代表者から成る。

第三十一条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

この協定は、この附属書の規定に適合する産品であって、この協定の効力発生の日に輸出締約国の関税地域から輸入締約国の関税地域に輸送中であり、又は税関の管理下で保税倉庫に一時蔵置されているものについて適用することができる。ただし、遡及して発給された原産地証明書又は原産地申告（この附属書の第二十一条の規定に従って必要な場合に限る。）が、この協定の効力発生の日から四箇月以内に、輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

付録一　品目別規則

注釈

1　この付録に定める品目別規則の適用上、

(a)　(i)　「ＶＮＭ」とは、産品の生産に使用された非原産材料の最大の価額を示す。当該最大の価額については、当該非原産材料の価額を当該産品の工場渡し価額により除した割合により、百分率で表されるＶＮＭの直後の数字により示す。例えば、「ＶＮＭ四十パーセント」とは、ＶＮＭが産品の工場渡し価額の四十パーセントを超えないことを示す。

(ii)　「ＣＣ」とは、各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって二桁（けた）番号の水準におけるもの（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

(iii)　「ＣＴＨ」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁（けた）番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

(iv)　「ＣＴＳＨ」とは、各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁（けた）番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(v)　「ＷＯ」とは、この附属書の第三条の規定に従い、産品が締約国の関税地域において完全に得られることをいう。

(b)　第六一類から第六三類までの各類に分類される産品の原産地を決定するに当たり、産品の生産に使用された材料であって第五十類から第六三類までの各類に分類されないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

2　この付録における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

統一システムの類	関税分類番号	品目別規則（注釈(3)欄又は(4)欄に規定する関連する規則を満たす産品は、締約国の原産品とする。）
第一類　動物（生きているものに限る。）	(1)　〇一	ＣＣ
第二類　肉及び食用のくず肉	(2)　〇二	ＣＣ（第一類からの変更を除く。）
	(3)又は(4)	